



28 都市建建第 1460 号
平成 28 年 2 月 2 日

建設業等関連団体 代表者 様

東京都都市整備局
市街地建築部建設業課長



東京都建設業課の窓口業務の改善について

日頃、建設業指導行政への御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。

東京都の建設業窓口等においては、日々大勢の事業者や代理の方々が申請に来訪されています。そうした中で、日常的に長い窓口の待ち時間が生じており、その改善を求める声が寄せられています。そのため、平成 28 年 4 月から資料の通り窓口業務の改善をすることといたしました。

つきましては、貴各団体の皆様への周知をお願い申し上げます。

問い合わせ先

建設業課 審査係 簾 03 (5388) 3353

建設業指導係 工藤 03 (5388) 3358

資 料

平成 28 年 2 月 2 日
東京都都市整備局
市街地建築部建設業課

新規建設業許可等に関する受付申請方法の変更について

1 目 的

東京都では、課の業務を一層効率的かつ機動的に処理するため、本年 4 月からこれまでの係制を廃止し、職員がより柔軟かつ迅速に職務に対応できる「グループ制」を実施します。建設業課においては、審査係と建設業指導係を統合して、新たに関連業務として括り「建設業許可審査・指導グループ」を設置します。こうした都庁全体の組織改革と併せて、長い待ち時間の緩和や計画的な業務執行を図るため、以下のとおり受付申請方法を改善します。

- ◆建設業許可の新規申請の審査に関する予約制度の創設
- ◆経営事項審査の実施日を週 4 日から 5 日へ拡大（水曜日）

2 建設業許可の予約制度創設について

- 建設業許可①番窓口で審査している、新規申請（般特・許可換の新規除く）に関する予約制度を創設します。
- 予約は一日で 5 つの予約時間枠を設定（9 時 30 分、10 時 30 分、13 時 30 分、14 時 30 分、15 時 30 分）し、各時間枠において 2 件ずつとします。（1 日あたり最大 10 件）
- 「建設業課相談コーナー」において、東京都相談員による書類の予備調査を終えてから当課「受付」で審査日時の予約をします。

3 経営事項審査の実施日を週 4 日から 5 日へ拡大

- これまでの週 4 日に加えて水曜日を審査実施日に追加します。
- 審査時間は 9 時 30 分～11 時 30 分、13 時 30 分～15 時 30 分とします。
- 「経営事項審査相談コーナー」は業務の一体化に伴い第二庁舎 20 階北側から同 3 階南側へ移転します。
- 経営事項審査は、従来とおりの予約制度を継続します。

4 開始時期

- 平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

問い合わせ先

建設業課 審査係	03 (5388) 3353
建設業指導係	03 (5388) 3358